

令和元年度 第6回胎内市男女共同参画推進委員会 議事録

1. 開催日時 令和元年10月28日(月) 午後1時30分～3時30分
2. 会場 胎内市役所301会議室
3. 出席委員 安城委員、浮須委員、坂上委員、大島委員、虎岩委員(アドバイザー兼任)、中川委員、布川委員、宮腰委員
4. 欠席委員 村竹委員、渡邊委員
4. 会議次第 別紙のとおり
5. 会議経過 別紙のとおり

委員長：それでは議事の方に移らせていただきたいと思います。今日はさきほど事務局から話がありましたように第3次胎内市男女共同参画プラン21ということで、前回の委員会で話し合ったことを反映させた案ということで提示いただいていますので、それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは第3次胎内市男女共同参画プラン21ということで説明をさせていただきたいと思います。まず皆様のお手元の資料の確認なのですが、すでに送らせて頂いていると思いますが、A3の別紙1となっている計画の体系の部分ですが、以前に送ったものから若干変更もありましたので、今日机の上に置かせて頂いたものをご覧いただき進めたいと思います。それから別紙2の方に両面でホチキス止めをされている7枚ですがこちらも中を見ていただくと以前送ったものに関しては当日配付するという項目もあったかと思しますので、これについてはあらかじめ皆さんの机の上に上げさせていただきました紙の方に記載がありますのでそちらをご覧になっていただきたいと思います。最後が1枚の両面の紙です。参考資料と右上に小さく書いてあるものです。以上が本日の資料となりますが、今の時点で資料が抜けているものとかありましたら言っていただければ準備もありますのでお願いしたいと思います。

委員：ページは合っているのですよね、前頂いたものとね、挟み込めばいいということですか。

事務局：基本的には良いのですが、若干段がずれたりして、そのまま挟み込めばいいかというところがありますが、基本的にはその部分に入るものになるのです。項目がずれたりするところもあります。それでは早速入らせて頂きます。別紙1のA3の紙をご覧ください。こちらについては前回皆さんに話し合っていたいただきました第3次胎内市男女共同参画プラン21ということで計画の体系図となっています。こちらの基本目標と重点目標、施策の方向ということでそれぞれの項目について文言等皆さんに話し合っていたところでした。それを受けて再度検討させていただいた箇所について訂正させて頂きました。大きなところから言うと、基本目標4、元気に安心して暮らせるまちづくりという所の1. 命の尊さに対する正しい知識の啓発というところでした。こちらについては庁内の検討会議の中で以前の命の尊さに対するという文言が大切になってくるのではないかとということで残した方が良いのではないかとといった意見がありましたので残す形にさせていただきました。それにぶら下がる細かい項目については特に変更はありませんのでよろしくお願います。それから施策の方向の基本目標1の重点目標の2、施策の方向(1)になります。保育園(こども園)、学校における男女平等の推進という所です。こちらは前回の会議の中で園、学校におけるという風に、ただの園では分かりづらいということで保育園(こども園)という風に文言を直させて頂きました。3つ目が施策の方向の一番下です。5. 推進体制の整備及び管理の(4)国際的理解と協調の推進ということでこちらも前回の会議の中で国際的理解、協調というのが当初事業が無くなったことに伴って、施策の方向を削ろうかこちらで考えさせていただいたのですが、やはりその視点は必ず入れなければならないものだとということでここに入れさせていただく形になりました。それから最後ですがこれについては前回の委員会ではなくて10月17日に行われた庁内検討会議の中で出た意見なのですが、一番左の所ですが皆さんに配布した紙には男女が生き生きと活躍できるまちということで計画の大きな目標の部分なのですが、これまでは女性と男性が生き生きと生きる活躍できるまちとなっていたのですが、近年性の多様化とかLGBTに対する正しい知識の啓発と今回入れさせていただいたのですが、女性と男性と限定するのはどうなのかという所で、男女という男女共同参画プランという名称にもなっているので、女性と男性に分けるのであれば男女とまとめた言い方が良いのではないかとといった意見がありまして、もしよろしければこの場で男女で変えさせて頂いてもよろしいか皆様に協議頂きたいと思っています。簡単ですが別紙1の説明については以上です。

委員長：ありがとうございました。それでは今説明いただきました内容ですね、前回の委員会での提案をより見ていただいたということで、今皆さんに審議頂きたいという男性と女性の文言が男女に変更になるということですね。まず最初は皆さんから提案頂いた点を取り入れた部分ですね。承認を頂けるかどうか、まずは質問等ありましたらお願いします。

委員：一番初めの男女がという所、これはやっぱりLGBTの抱えている方とかいろいろ思うと男性だろうが女性だろうが男女だろうが同じかな、それよりもみんながとか誰もがとかそういう言葉にした方が全体にいきわたる、誰もがの方がいいのかなと今お話を聞いていて感じました。検討下さい。まだあるのですが全部言っていますか。

委員長：意見を伺って一つ一つということでもいいですか。

事務局：そうですね。

委員長：では続けて下さい。

委員：施策の方向の所を送られてきたものを拝見させて頂いた時に引っかかりましたのは、1の施策の方向の所の(2)ですが、社会的慣習の解消では私は無いと思うのです。日本は美しい慣習とか習慣が残っているのですけれども、ただその中にちらほら男尊女卑の意識があるということにそれを社会的慣習、習慣をすべてこれは慣習だから習慣だから受け入れるのではなくて、男女共同参画の視点で築いてもらわなければだめな慣習や習慣があるのだということへの啓発だと思うのです。だから私は社会的慣習をなくしてしまうというのはこれはあまりにも違うのではないかと、日本社会の中で美しい慣習や習慣があるのだから生かしていかなければならないものはあるのだけれど、ただその中に男尊女卑の流れが根強く残っているのが慣習なのですねと気づいてもらうのが文章になっていかなければならないのに解消してはダメなのではないかなと思いました。固定的性別分担意識、もう少し柔らかくいえば一番初めにあらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消ですね。それは解消してもらわないと、解消への周知、啓発とかそこに一つの文言にしてしまっただけで次に社会的慣習への配慮する意識とか、なににもなににも社会的慣習を受け入れるのではなく男尊女卑の気付きをしてくださいということを啓発していくというふうに行ってもいいのですが中に黒ポチを入れても良いですが、前段と後段をちょっと言葉を変えた方がいいかなと思いました。いかがでしょうか。皆さんの意見もお聞きしたいと思います。それともう一つ、私が感じたところをお話しますが、最後の4の1の命の尊さの所の皆さんいきなりリプロダクティブヘルスライツなんていうのはいきなり文章に来て、なにこれと思いませんか。今でもそう思うのです。むしろカッコの中に入れて日本語を前にして、こういうことをリプロダクティブヘルスライツというのですよということでカッコの中に入れるという文言の表し方なのですからけれどもいかがでしょうか。性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルツライツ)というのですよと説明文としてカッコの中に入れるの普及、関する意識の啓発ではなく、その事への普及と啓発だと私は思うのです。意識だけ啓発してもしょうがないのでそのことに関して施策の中に普及していかなければならないということですから、普及の、普及啓発みたいなのかなと思ったりしました。これは私の個人的な意見ですから、また皆さんにぜひ論じていただければと思います。それとこの中に健康相談の充実みたいな文章が無いのが気になりました。男女の心と体の健康支援なのですからけれども、健康相談の相談業務の充実みたいな、誰でも相談していいのだとそういう窓口があるのだという知らしめることは大事なかなと思います。相談窓口を作ることも大事な事かなと感じました。それからもう一つ、この前私も意見を言わせて頂いたのですが、3の貧困うんぬんの所ですが(2)ひとり親家庭の支

援とありますけれども、そしてこれが女性活躍推進計画に該当する施策を含むという印がついているのですが、そうするとひとり親というのはシングルファザーもいるので女性の活躍推進の中にひとり親をぜひ入れて欲しいのですが、ひとり親という表現の仕方、女性の場合とひとり親と括るとシングルマザー、シングルファザー、パパが子育てしてというお宅もありますから、そこをどうすみわけしていかれる、行政としてはどのように捉えられていくのか、前にも意見を言わせていただいた記憶があるのですが、サッとみてそんなところ、短期間の間に良くまとめられられたなと思います。大変ですよ。そんなことを感じました。

委員長：ありがとうございます。他の皆様からも提案等があったら上げた方がいいか、それともその都度、

事務局：そうですね。皆さんの意見をいただいてもよろしいでしょうか。

委員長：それでは今委員からいくつか提案がありましたけれども、他にありませんでしょうか。

委員：ありがとうございました。この基本目標の5のところ、前回は男女共同参画推進条例というものを打ち立ててやらないとうまくいきそうな気がしないと言ったら事務局が市長に言ってみるとその結果によって何らかの行動をとるという風に聞いたのですが、その辺の結果を教えてください。

事務局：まだです。これを固めてからということで、この内容でということでは私は考えていました。まだ中間報告レベルで今日の目標なり施策、指標をこういう風に定めたいとこれを第3次のプランに盛り込みたいという流れの中で条例制定も推進体制の一環としてやっていったらいかがでしょうかということ、これを市長に提言できればと思っていました。ワンクッション段取りがずれてしまっていますが。

委員：そういうことは今時点では保留だということですね。

事務局：今時点ではそうです。

委員長：他にありませんでしょうか。

委員：今、改めて話を聞いて命の尊さの1の2のリプロダクティブヘルスライツのカッコの言葉は逆にした方がいいなと思いました。ちょっと私もわからない。

委員長：はい、お願いします。

委員：命の尊さという文言を入れられたところなのですが、この目標と施策の方向に方向性が違ってくるのではないかと思います。ギャップがあるというか、かき離があるというか、つまり性と生殖に関する健康と権利を尊重する事になると、たとえばこれを尊重する事になると、たとえば命を授かった時に自分の健康や権利を尊重するためにもしかしたら中絶しなければならないとかそういうことも起こりうるわけですね。そうすると命の尊さだけを言うところの権利の方が尊重されないし、これを尊重しなさいという命の尊さも絶対ないという、逆と言いますか矛盾が起こるのです。そうするとそこをどうやって文言の矛盾を解消するかというものを考えないといけないなと思います。どの命も重要である。命の尊さというどうしても生まれてくる子の命の尊さに焦点が当たりそうな感じを受けますけれども、どの人の命も重要である。そこにも生む母親であったり父親で

あたりすべての人の命や健康であつたりする権利なので、リプロダクションに関する権利であるので、その意味ではそこをもう少しそこを考えなければと思いました。先ほど委員が言われたカッコを前に持つてくるというのは賛成します。それからもう一つ指摘があつた社会的慣習の解消というのはおっしゃるとおりですが、解消するべきは固定的性別役割分担意識の解消です。解消を前に持つてこなければいけないのかなと思っています。社会的慣習に対しては問題点がありますからその問題点の部分を改善すべきであるとか解決すべきであるというのは形にするのが妥当かなという風に思いました。他方で男女がという文言、難しいなと思ひまして男女共同参画プランですし、男女と言つた時に調査で男女どちらも選べないという人が一定数いますから、その人達が自分が排除されていると思わざるを得ないということをおもふように思つてその辺も文言は難しいと思ひます。文言に関しては男女のところと命の尊さというそこをどう表現するかという事かな。

委員：命の尊さの中に生む生まないはちゃんと自身がきつちりとものを言える社会なんだよという、生む生まないは自分がきつちりと主張できるという

委員：リプロダクティブの権利があるということである特定の人にしわ寄せがいかないような形で権利が尊重されるということも考えなければいけないなどは思ひています。

委員：今先生が言われた国の一番初めに発信した時の男女共同参画社会の頃はLGBTはまだそんなに問題になつていなかったと言ひますか、ですから気楽に男女共同参画社会にしたのでしょゆけれどもだんだんいろんなところが見えてきたり、これもあるよねと世界の流れを受けとめながらやつてきたのでLGBTの問題を抱えながらも暮らしている方達も生きやすい、生き生きと暮らせる社会というものは後付けに入つてきたところもあるので、私は始まりが男女共同参画社会だけでもそれはそもそも誰もが生きやすい社会づくりという所なのかなと思ひています。誰もがの方がいいのかなと思つたのです。

委員：おっしゃる通り、そもそも男女共同参画が始まつたのは社会の資源が主に男性に偏つていてという問題意識から始まつているわけで、そのために男性以外の人、つまり女性を含め性的マイノリティも含めそういう人たちに資源がよらない形で社会が構造化されていることだと理解していませんので、そもそもは女性が排除されているということで問題意識があつたのは当然のことと思ひますし、だからこそ男女共同参画になつたのだと思ひます。女性以外にも排除されている人がいるという意識が出てきたということですから、どうしようということですよ。

委員長：ありがとうございます。いくつか文言の問題、あり方に合わせた表現の仕方を訂正した方がよいのではないかと提案がいくつか出てきましたが、これは委員会としては意見を提案するという形で今日の議事はまとめていけばよいのでしょうか。ここでそういう風にしようというのを決めるという事ではないという理解でよいでしょうか、進めていく上です。

事務局：はい。

委員長：わかりました。ではいくつか委員から提案がありましたが一つ一つ皆さん確認するというふうにしていきたいと思ひます。一番最初は男女が生き生きと活躍できるまちという表現についての男女という部分を誰もがという表現に変えた方がよいのではという意見がでて、賛成意見も出ていますが、この点について反対意見というかこうした方がよいという方がいらつしやいましたら意見を伺いたいと思ひます。如何でしょうか。

委員：短い方がいいですよ。だらだら長く言っちゃうより市民がというと市民以外の人が入らないということになってしまいますね。胎内市のプランですからね。

委員：そもそもの表題がね第3次男女共同参画プランなので男女と打ち出しているのが素人目にはわかりやすいですね。私個人としては、それ以上は申し上げませんが。

委員：おっしゃる通りで女性というのをはつきり入れることによって女性が排除されてきた経緯云々ということ改善しようとしているということそれを明確に出来るという点はある。

委員：でも男女にあてはまらない人たちもマイノリティのいろいろあるので、

委員：男女を選べない人たちもいるということも確かです。他の自治体はどうですか。

委員：市民の皆さんにすんなり受け入れられるのは男女なのでしょう。

委員：自分で思っている性別がある、言葉としては慣れ親しんだ言葉ではあるのではないかな。

委員：施策の方向でLGBTに対する正しい知識の啓発と明記されていますから、それは大きい事かなと思います。そうすると表題は男女だが目配りはあると言える。

委員：あまり考えすぎてしまって、いいものにしようと思って、胎内市はすごいわと周りから評価できるものができたらいいのかなと思ったりしています。

事務局：私もこの委員会に皆さんのお話や情報なりを物の本とかも含めて、そもそも委員も言われたように男女共同参画プランという男女という言葉の概念が男は男、女は女というわけではなく、様々な性が多様化している中で、国の法律も男女共同何とかで言っている訳ですので、非常にそこに違和感を感じているのが現実なので、一般の方はそう思っていないにしろ男女という共同参画という男女だけを限定して見るのではなく共同参画を含めて捉えてみればそこには男女以外の性も多様性を認めLGBTの部分の啓発も入れている訳だから、一般論的には男女という言葉で行かざるを得ないのかなというふうにも思うのです。

委員：必ずしも男女平等を達成されている訳でもないし、そこを落としてはならないという所もあるかも知れないし、

事務局：県は男女はともに参画という形です。

事務局：そもそも頭の男女共同参画計画という言葉としてどうなのという所に来ている訳です、法律も含め。

委員：県は一番初め委員会で検証したのです。男女平等プランにしたのです。ある時男女平等プランが隅に寄せられてしまって、共同参画の言葉を使いたくなくて私も審議委員だったのですがみんながそう発言したのですが、県議会からも意見を頂いたりしたら国が共同参画と言っているのになぜ新潟県だけ男女平等だと、平等というのは要するにジェンダー平等の事なのですが、県議会の古い考えの皆様は男女平等だと男も女も皆平等だという昔の平等の意識でものを言っているのでもはそうではないですよ。ですからそのあたりが歯がゆい所です。

委員：男女平等、バンバン入っていますね。

委員長：それでは一旦ここはこの文言で、第四次あたりの時にまた、大きなところでの命題が男女という文言を使っているという所で、いったんここではこのままの文言ということをお願いしたいと思います。次に提案があったのが、基本目標1の重点目標1(2)固定的性別役割分担意識の解消・社会的役割への配慮に向けた啓発という表現に変えた方が本来の目的に沿っているのではないかという提案がありました。

委員：私は社会的慣習を解消してしまうのが問題ですよ、解消してしまわなくてもいいのよねというただそこに男尊女卑のことが表れている事への気づきみたいな、そういう意識を醸成していきましようということですから、

委員：社会的慣習に含まれる問題点ですか。すべて社会的慣習がいいと言う訳ではないということですよ。社会的慣習にも問題点が含まれるというそれも明記してもいいのではないですか。社会的慣習の問題点の解決とか。

委員：この頭の重点目標の中に男女一人一人を尊重とありますが、これが前にあってそうでない中間に慣習が多くありますよね。それを解消して行けばならないのではないのと私は思うのです。文字どおりに捉えて、全ての慣習を排除しろなどということは書いて無いでしょう。

委員：そのように読み取れるということです。

委員：庁内で検討した結果としてこれが出てきたということは、それなりにもみ固まって出てきたということと思うので、もまれた中身を入れかえてここで読む必要があるのかなと私は思うのです。

事務局：庁内の職員の検討委員会でのたたき台ということなので、最終的には委員会での意見を反映させていただいて結構です。

委員長：どうでしょう委員の皆様、今委員が言われた重点目標に基づいての施策なので必ずしも社会的慣習すべてを解消するのではないという風にも読めるのではないかとということでしたが、みなさんはどのように思われましたか。

委員：私はわかりやすくするなら固定的性別役割意識の解消・社会的慣習のそれこそ別紙2の細かく書いてある見直しということですね。社会的慣習の見直しに向けた啓発とかだとわりとまるやかだし、やりたいことも伝わってくるかなという気がしました。マルポチの解消がかかっているのでしょうけれど、それがちょっとわかりにくいのがあります。

委員：前の方の解消でいいのよね。

委員：具体的にどの社会的慣習の事か、社会的慣習というぼやとしたものの中にある悪いものというところでしょうから、解消をも見直したいな、やりたいことは似ている訳ですが、くっつけてもよりわかりやすいのかなと

事務局：固定的役割意識は解消しなければいけないし、でも社会的慣習については日本人の文化、歴

史があつていい慣習もあるわけですのでそれは残しつつ、悪習と言われる慣習は改善しなければいけないというくくりなのですね、具体的には。これをマルポチでやってしまうとみんな解消になってしまいます。

委員長：その理解は皆さん共通の了解事項だという事であれば、文言については事務局の方に一旦お任せということでもよろしいですね。では（２）についてはそのように改めて表現を検証していただきたいと思います。次が基本目標４の重点目標２（１）生涯を通じた男女の心と体の健康支援と健康相談という文言を入れてはどうかという意見が出ていますが、これについていかがでしょうか。

委員：施策の方向ですね。具体的に何をやるかの中に書いていければ

委員：健康支援の中に相談窓口もあるよということですね。

委員長：ここでの表現は健康支援という大きな括りで、実際の重点目標の具体的な施策の所に健康相談の充実を入れていただくという提案ということでもよろしいでしょうか。では（１）についてはそのように検討いただければと思います。次（２）ここが性と生殖に関する健康と権利を前に持ってきてリプロダクティブの部分をカッコに括るとということと、また文言については意識の啓発だけではなく、普及という言葉を入れた方がいいという提案がありましたけれどもどうでしょうか。

委員：権利を尊重することを可能にするような何かを実施しなければならないということなので、そういうことが行われるような何かないですか。健康が保障され権利が尊重されということをみんながそれをできますよという意識を啓発する。そもそも自分が権利を持っているということを気づかない事が問題だということですね。

委員長：今の考え方についてよろしいでしょうか。ここも実際の文言の表現は一旦お任せということでもよろしいでしょうか。４の１の重点目標の命の尊さという表現と、２の部分と矛盾していることをどうするかという指摘がありましたけれども、難しいですね。

委員：どうしても命の尊さというと生まれてくる子供という意識になりませんか、わたしだけでしょいか。そこが共有されていなければこれで良いのだろうという事になりますけれども、

委員：施策の方向で生涯を通じたみたいなの、赤ちゃんから死ぬまでみんなそれぞれもというのにかかってくるのかな。

委員：これがもともと入った背景としては性と生殖に関する権利というものがないがしろにされたり否定されてきた人々がいるというこれが大元だと思うので、そこに配慮した文言自体はということに

委員：いろいろ含むと思うのです。例えば更年期とかの人達への理解やどういった苦しみを持っているかとかいろんな症状があるのかも含めてだと思し、子供に生まれることだけではない

委員：とっかかりは生む生まないは女性はしっかりした権利があるのだよと心からの入り口なのだけれども、

委員：生む生まないは私が決めるみたいな。

事務局：次の子をいつ産むかはその女性のという

委員：発展途上の国などは小さい頃から結婚させられて子どもを産まされるというという状況のあるなかで彼女たちにもリプロダクティブヘルスライツは保証しなければならないという話、でももっぱら日本で問題になるのはエイズ教育であるとか性感染症であるとかあるいは性暴力であるとか社会的にスティグマといいますか冷たい視線であるとかそういうことも含めてだし、中絶に関して否定的になるとか、学校の生徒たちが妊娠したらそれに対して否定的になるとかそういうことも全部含められる話です。

委員長：命の尊さという誕生という部分にだけ焦点が行きがちになるのではという意味での表現についての意見なのでそこを解消できる、

委員：私は命はみんなに与えられていることだと思うので、生まれることだけではなくて先ほど言われたようにある程度高齢者になっても命の尊さもありますし、私はあまり感じなかったのですよね。そういう風に捉えられるのだとハッと気づかされたという、自分の思っている事と違う気付きだなと思って、生涯を通じた男女の心と体の健康と言われたようにそれぞれのライフステージにおいて人間のそれぞれの命は常に尊いものだよという命の尊厳はしっかり考えて行かなければということの発信かなと思ったのです。

委員長：たとえば命の尊さの前に生涯を通じたなにか文言を入れることで誕生の部分に焦点がいく事を回避するという事はないしはこの表現で施策の方生涯を通じたと明記されているのでこれはこれでいいのではないかと、どうでしょう。

委員：生涯を通じたそれこそ1、2、3というのは性と生殖に関する健康と権利なのですよね。ということで生涯を通じた性と生殖に関する健康と権利は、生殖に関する正しい知識の啓発とどうですか変ですか。

委員：重点目標の表現ですか。ちょっと長い。

委員：重点目標の1の命の尊さに対する正しい知識の啓発ではなくてここを普及にしたらいいのかなと思いました。重点目標としては普及がしたいから施策の方向としては啓発をしていくみたいな感じでもいいのかな。目標としては普及を狙っていますを大きく書いてあってもいいのかなと、今ここで話をしてもらってああなるほどなとそういう問題があったのかということところがちょっとあるので、市民の人がパッとこれを見て具体的な問題点とか具体的にどういう話なのかほとんどピンとこないと思うのです。

委員：でも啓発というのは普及するためのものですよね。

委員：その方が胎内市の勢いが付くのかなと

委員：目標なので目標をどこに置くかですから、啓発は手段ですよね、目標だったら普及が目標になるのかなと思います。普及していく状態に持っていく事、その状態に持っていくために手段としては啓発活動を行うとか、啓発活動が目標になっては困りますね、という風に思います。

事務局：第2次のプランのここが一番今の関連する命の尊さの左の基本目標が、第3次では元気で安心して暮らせるまちづくりなのです。第2次だと生涯に渡る心身の健康づくりとなっています。なので委員が出産から生涯を通じてライフステージの中で命の尊さをというところで、生涯に渡り命の尊さに対する正しい知識の普及とかそういう文言で権利と命の尊さが最優先であるのでしょうかが認められる権利もあるのだよというところで、矛盾が生じている様な話ではあったのですが、生涯に渡りそれぞれのライフステージに応じたというところで、2次の計画でもその辺の部分が文言として文章化されていれています、なのでそのへんをもうちょっと計画本体の方にも文章としてきちんと盛り込む命より大事なものは無いにしろ、権利として認められるものはあるというところをきちんと説明できるような計画に盛り込めばいいのかなみたいなふうに私は思ったのです。

委員：重点目標のところに正しい知識の普及啓発、啓発は入りませんか普及だけで良いでしょうか。

委員：はい、重点目標は目当てということです。

委員：上から見っていくと意識づくり、各種の充実、促進、推進、参画の推進、両立支援、支援する環境の整備をする、整備、正しい知識の普及、

委員：啓発がやはりこわばっているのではないかな。普及がいい気がします。普及していませんからね。

委員：やめて普及に案として、どうでしょうか。

委員長：命の尊さの前の所に、生涯に渡りを入れる、入れないについては、

委員：施策の方向に生涯に通じたという文言も生きていますし、これは分かりやすいですね。

委員：人権ということですよ、命の尊さというのは、ここを一人一人の人権に対する正しい知識の普及にすると、男女共同参画と異なるみたいになってしまいますよね。自分の生をめぐる人権を尊重しましょうということですよ。

委員：もともと人権はそれが含まれているので、基本目標1に人権を尊重しと基本目標にある中で、重点目標のこちらの方にもそれが入ってくるとなるとか重複する様な感じがします。

委員：命の尊さというのはやっぱり、妊娠して困っちゃった子供がどう対応していいか、無理やり生まなければいけないと思わせてしまうようなそういう状況にたくないなとただそれだけです。

委員：いままで聞かせてもらって、これの具体的な施策というのは先ほどから論じられている中身とずいぶんずいぶんかけ離れているなど、ここでなぜ男女共同というのが。

委員：余計それで思ったのです。施策の方向にとかになるとリプロダクティブヘルスライツなのに赤ちゃんふれあい教育を実施し、命の尊さを学びなのです。だから避妊の仕方とか中絶の仕方とかそういう危険性を何も話さないわけです。だから齟齬がでてしまうのです。

委員：それはきっと職員の方が具体的に何をすればいいかというのを先生が言われたような意識がな

い、だからこういうことしかあらかず事しかできないところがあるのかなと、優秀な方がそろっています。新しい分野なので、そこできっちり施策が埋まれば今後後輩の職員の方たちにも伝わっていくのかなと、中身はもっと幅広いのだということを担当の職員の方に提言して勉強して頂くということを、今はパソコンで検索すれば色々な情報が入ってきますし、そういうことではないでしょうか。どこでもそうなのです。皆さんがなさっている行政側の方が思いがそこに至っていない、

委員長：では重点目標の命の尊さに対するという言い切ってしまうと多分そこで解釈の仕方によってこういった施策がでてくる危惧があるということですね。

委員：ですからそれらしか焦点が当たっていないということ

委員長：一般市民ではなく市の方たちにでも起こりうるのであれば、事前に重点目標の所からそこを回避する様なものを入れるのが大事かもしれませんね。

委員：単純に性に関する正しい知識でいいのだと思います。たとえば性と生を中黒でつなげて性・生の正しい知識というやり方もあると思います。

委員：先生の提言も含めてまとめてもらったらどうでしょうか。まだもう1回ものを言う機会がありますよね。

事務局：あります。

委員：命の尊さも含まれるのではないですか。生・性に関する正しい知識の普及という気がしています。

委員：どんなふうになって出して頂けるか期待します。もう一つ3の所の貧困のところのひとり親の解釈の仕方ですね。私が何故問題にしたかというところと記号がついているところは女性活躍推進計画に該当する施策を含むものとなっていますので、では男性のひとり親の場合はどうなるのかという疑問が起きたということなのです。

委員：あえてなくてもいい気がします。ひとり親家庭の支援に米印が無くても、無い方がひとり親という片親で大変な人たちへの支援は手厚くできるような。ファザーの人は嫌ですよこの米印。

委員：女性活躍推進の中に入るわけですね。

事務局：私的にはひとり親家庭というのは母子家庭、父子家庭、両方を指してひとり親家庭というふうに総称しているものと、そのアスタリスクについてはその中で女性活躍推進計画に該当する施策を含むものとなっていますので、これは母子家庭世帯に重点を置いた施策ということなので、ひとり親家庭の支援という中には父子家庭と母子家庭があり、女性活躍推進計画の中には母子家庭に焦点を当てた施策がありますというふうに私は捉えたのです。

委員：そのようにやっていただければ何も問題は無いと思います。

委員長：ではいくつか事務局にお願いする部分がありますが、一端プラン21については終了させて頂きまして、

事務局：続きまして基本目標の中の方具体的な施策の部分について説明していきたいと思います。基本目標2です。主に2次プランからの変更部分を委員会、庁内検討会議を通じて大きく変わった部分を中心に説明させて頂ければと思います。掲げています指標については基本的には総合計画だとか他の課が持っている計画に順じたものがあればそれを引用したりして上げさせていただいています。中には固有名詞だとか説明の部分で米印がついている言葉もあるのですが、それについては説明は別途注釈をつける予定なので中身については次回以降の委員会の際に見ていただきたいと思っています。それでは重点目標1、男女一人一人を尊重する意識づくりということです。こちらについては2次プランを継承し引き続き取り組みますということで特に大きく文言や指標を変えた部分はありません。次に2ページ、施策の方向(2) 固定的性別分担役割意識、社会的慣習の解消の啓発ということで、先ほどいろいろお話しいただいた中で具体的な方向の文言については検討させて頂きたいと思います。具体的な施策に関する部分につきましても第2次の物を引き続き継承し、セミナーやパネル展等を通じて情報発信等を行っていききたいと思っています。指標も変更はありません。その下(3)が新たに加えるものということで説明させて頂きます。LGBT性的少数者に対する正しい知識の啓発ということで具体的施策につきましては1. 講演会やセミナー、パネル展を通して正しい知識の普及と啓発に努めます。2. 市報等を通じ性の多様性について情報発信を行います。指標につきましてもLGBTについて内容まで知っているとした人の割合ということで市民意識調査、うちがしているアンケート調査につきましてこの項目がありますのでこの項目を使って認知度を上げていききたいと思っています。次3ページ、重点目標2、男女平等を推進する教育各種の充実です。施策の方向(1) 保育園(こども園)学校における男女平等の推進ということで基本的に中身については第2次プランを継承するものになりますが、今回保育園とこども園を新たに追加させて頂きました。中身につきましても特に①保育園やこども園において乳幼児一人一人が安心して自己発揮できる環境作りに努め日々の教育、保育を通して性別に捉われない保育を実施しますというものになります。指標につきましてもこれまでも市民意識調査の中で聞いていたもので、目標については保育園と学校という様に分けて上げさせて頂いたのですが、指標については学校生活において男女の地位が平等になっていると感じているとこれは中学生に行ったアンケートの生徒の割合ということで指標に上げさせて頂いています。こちらが今現在68%、30年度に行ったものを更に5年後に上げるという目標にしています。施策の方向(2)を新たに追加したものになります。こちらは保護者、保育士、教職員等への意識啓発というものです。一つ一つ見ていきますと、1. 保育士、教職員等に対し職員研修の一環として男女平等教育への啓発を行います。その他保護者に関しても同じような形で普及啓発を行い、教職員についても男女平等に寄りそった公務文書ですとか研究会等で指導を行っていきますというものになります。指標についてこちらは市民の方への調査ですが、学校教育の場において男女の地位が平等になっていると感じている人の割合を去年の調査の52.6%、こちらを増加させるという目標になります。以上簡単ではありましたが基本目標1について説明させて頂きました。

委員長：では説明についての質問や意見がありましたらお願いします。

委員：これは全般に対して言えるのですが、第2次の文言を踏襲したということですが色々言いかけるとそれは2次の時に決めたものだからということであまり取り合ってもらえなかったという気がするのですが、今回これは全項目に言えるのですが具体的施策が各單元ごとに出てくるのですが誰が何をいつどのくらいやるのかさっぱり見えません。実行計画とかそういう物が出てくると思うのですが、この中で具体的と言っている訳だからたとえばこんなこととカッコ書きで表示するかそんなものがないとうまくない気がします。2件目、指標、これはアンケート調査をしますとなっています。どんなアンケート調査をするかという番号1で言うと家庭生活において男女の地位

が平等になっていると感じている割合と、では平等になっているとは具体的にどういう状態なのだろうと、ある程度定義できるはずですよ。提示したことに対して感じているのではなく客観的にそうになっている風潮を割り出していくのが直接的な指標ではないかと思います。3つ目、1、2、3と文言が書いてありますが、これはすべからず行政サイドがやることですね。その背景においては条例のある新発田の方を見るといろんなことに対して市民がどういうことをやるのか事業者がどういうことをやるのかということがないので、この目標というのはいすべからず行政サイドがするみたいな言い方が私としてはしてくるのです。それは前回実施計画の結果とか見ているのが私の疑問点です。目標1に述べましたけれども、前提で図ってそんな気がしました。それに対して答えは期待していないのですが、そんな考え方もあるということで町内の中であっていただければいいと思います。

委員長：ありがとうございました。

委員：今委員さんが言った通りで、この具体的施策がちょっとひどいなと思っていて、ひどいというのはでは何をするのか、市で配布する出版物には男女の人権に配慮しますとかまあ具体的だなと思うぐらいで、セミナー、パネル展を開催するとかもいつやるのかとどういう人を呼ぶつもりだとか具体的ではないですよ、ふわっとしていかゆいところに手が届いていない状態なので、施策の方向に対して具体的施策を何月までに決めると書いてあった方が具体的な気がします。決まっていなくて切を決めて書いてくれた方がまだ納得できるかなぐらいの何も書いていないのと等しいぐらいのことが全編にわたって書いてあるなと思って、本当にこれから考えるのだろうなと思うのですけれども、前回の第2次の物を見た時に施策の方向と実際にやったことがかみ合っていないとか、それは男女共同参画に当てはまるのかなということが沢山あったので、少し具体的施策に偏りが出てしまうにしてもこの段階で具体的に何をするかとか誰か職員が知っている人がいてその人を呼んでセミナーをやろうとかまんべんなくは無いかもしれないですけれどもというような案を載せてもらった方がまだ委員会でもめるのかなと思いました。この保育園の所もなにをするのと、私はこの保育園へ行っているからジェンダー区別はどうしてもあるのですか。女の子だからピンク、男の子だから青ではないですけれども、それが嫌だから息子にピンクのズボンをはかせていかせたりしていますが、そんな時に男の子なのにピンクだからかわれたりしているのを止めますとか、誰か好きな色を来ているのだからいいでしょうと性差別をつけないように市の方から指導するとかおかしいですけれどもそういう勉強会をするとか方向性を決めるみたいなそういうことが書いてあれば具体的かなと思うのですけれども。

委員：今の話で前に実施計画って出ますよね。それでいつどの課が何をやるかが出てくると思うので、この段階では当然そこまでは載らないものだなと思うのですけれども、当然ここに出してくるからには裏に誰がどこで何をやるかはあるのだろうと思っているのです。これだけでもすごい量の物を実施しているという、2次の時の実施計画でそれなりの評価もされている所だろうと思うのです。具体的施策がどうかというあたりの検討は当然必要なのでしょうが実際何をやるかまではここでは背景にはあるにしても言葉としてはでてこないのかなという風に思っています。それとついでに指標が先ほどアンケートでという話がありました。アンケートは同じ人で取っている訳ではないのでこの数値がいかに信用できるのかという疑問ですね。評価せざるを得ない部分もわかるのですがそれでたぶん目標が増加とか減少とかあいまいな数値目標になっているのですがものによってはちゃんと数値が出ているものもあるこの辺が実際に数値が示せるものなのか示すべきなのかというところが

委員：増加とかは希望的観測ですよ。令和5年までの間にこの数字がもっと上がるように

事務局：基本的に増加という言葉は私も非常におかしいと思ったのですが、例えば他市町村や県で示している指標と同じものがあればそれをあてはまるようにするとか例えば国が男女共同参画に基づいて国が例えば女性が審議会の委員の割合を国が3割を目指しているという事であればそれを上回るとか、国や他市町村と比較してどうなのという部分をちゃんと見定めてそれを上回るようにとかそれと同等だとかという目標値、指標はしなければいけないと思います。あいまいに増加と希望的観測みたいに思われるのは大変申し訳ありません。これは直さなければいけないと反省しています。委員から指摘がありました、委員から具体的施策についてアバウトというか大雑把というか何をしたいのかするのかわりに見えないという部分については、実施計画をきちんと定めて、委員の皆様にも過去の委員会でも2次の実施計画、事業計画、各課で具体的にこういう事業を展開して実績として考慮したということは一応報告は差し上げているのですが、ではそれに基づいた第3次の裏付けとなる実施計画はどうかというのは、きちんと年度内に3次の計画と合わせて各課に示さなければ進捗しませんよね。そこはきちんと整理して出したいと私は今指摘、意見を頂いて感じたところでありますので、尚且つ平成30年度がこうでした令和5年度は第3次の計画が、アンケートを取るにしても5ヵ年で今まで基本目標の推進体制というのがありました。作って終わり我々行政事務局内部でその実施計画に関して進捗を報告、推進委員の皆様にも示していなかったのが現実なのです。5年間そのまま放置したと簡単に言うと、それではダメでしょうということで、中間年度の令和3年度とかにきちんとアンケートをし、その結果として今意識が上がりました下がりました、こういうアンケートを取って結果として目標指標としている数値が上がった下がった、なぜそういう数値になったのかということで検証をし、新たな目標数値を定めて最終年度令和6年度に向けたそういう流れを作っていくとこれは作って終わりになっているのですね。私も見て分かったのですが、それではダメでしょうということではあるので、その辺も含めてきちんとさせてもらいたいと3次は、そういう所です。

委員：あくまでもプランですから土台ができるということですので、全部が全部こちらの担当課があてはめるのではなくて、胎内市役所のそれぞれの施策をどこが推進していくかはこれからはまっぴい事なのですよね。それは改めて計画の実施報告みたいなものは中間報告も含めてあるということですよね。どんな具体的な施策をこのプランのここについてはどこの課が何をやりますかをこれから決めていくということですよ。

事務局：その辺はきちんとさせてもらいたいと思います。

委員：今の話を聞いていると、これから実行部隊にこれを移すということは、私は実行部隊がある程度脚本したのかなと思ったのですが違うのですか。

事務局：当然庁内会議の中でもんでの話なのです。ではその庁内会議の中でその具体的な施策を展開する令和2年度からの第3次計画の中でどういう事業を展開してこの施策成目標を達成していくのですかという所まで行っていないのです申し訳ないのですが、そこは年度末、3月末までにきちんと出しますということです。

委員長：ありがとうございます。事務局の方で持っている5年の工程表みたいなものが皆さんに分らないので、今日のような疑問が出てきたと思います。事務局がこういうプランで令和5年までと説明いただいたので、多少見えてきたけれどもそこで誤解というか分からない部分から出ている疑問だと思うので、そういったものが見えてくるとこの流れの中のここだからこういうアバウトなのだとかこの次に具体的なアクションがでてくるのだとかそれがこの時期に検証されてこういう風

になっていくのだなというのがでてくるともう少し後で委員の皆さんも今日やっていることがどういう流れの中にあるのかこれはここでいいと思うので、次回の時にそういったものが一つあるといいかなと思います。

事務局：第2次の時の7ページに実施計画を作ってやりますと書いてあるのです。ただしそれを毎年度計画の進行管理及び事業の評価を行いますと書いてありながらやっていなかったのです。これが私は非常に問題だと思うので、きちんとこの委員会の委員の規則にも委員会の目的ということで市長の諮問に応じ男女共同参画の計画の見直し及び推進に関する事項について審議を行うと書いてあるので策定して終わりではないのです。これは毎年度きちんと施策の方向と実施計画、具体的な事業計画はこうでしたということをきちんと年1回でもこの委員会できちんと報告して見直しをしていくなり、そして市民アンケートを毎年するのは大変な事務量でもありますので、その中間年度である令和3年度くらいで市民意識調査で関連する指標についてのアンケートをして中間報告見直しをさせていただくという流れで持っていかなければいけないのかなとその辺が今までが少しあれだったので大変申し訳ないです。

委員：プランが絵に描いた餅にならないようにですね。

委員：今の皆さんの指摘で指標の問題もあったと思うのですが、今日配られた重点目標2のところでの評価指標は凄く具体的ですので、何をやって何人活用したとか何をやって件数が上がったとかということがあるのです。他方で基本目標1の重点目標1、男女一人一人尊重する意識づくりだと市民アンケートが評価の指標になっているのです。評価指標として妥当かということがあると思うので、例えば具体的施策で①でセミナー、パネル展を開催した、例えばその年で何件やりますとかその件数をやりましたというのにするのか、それがどういう効果を出したのかの指標にするのかで評価の仕方が変わってくると思うのです。それが5ページの方は何件やったかだが今指摘した方はどういう効果があるかなのです。指標も一貫性が無いという所もあると思います。なのでどうやっているのかについてやっぱり一致した見解を持っておく必要があるのではないかと思います。基本目標1の重点目標1についても同じように何か学習の機会を提供する学習会をやる、何件やりましたというのを指標とするのかどうかとそれを含めて検討すべきかなと思います。

委員長：ありがとうございます。如何でしょう

委員：統一しては難しいのではないのでしょうか。農業関係で戸数を調べられるのは調べやすいけれども、不特定多数の方が参加する云々だったら

委員：行事のアンケート結果とか追跡調査はできると思うのです。たとえば意識啓発に努めました、でもこの市民意識調査の結果が意識啓発の結果だろうかという誰も特定できない部分がありますよね。ですからやったことの評価はどうするのかその視点が必要かなと思うのです。やったことをどう評価するか。

委員：インプットとアウトプットの関係なのでしょうね。だれがどのくらいやったというのはそれがこれの成果が出ていると

委員：これはインプットとアウトプットと一致してないのです。重点目標1の具体的施策の1を見えていますけれども、一致していないので一致させる必要があると思います。

委員：あくまでも目標を掲げている訳ですよ、プランというのは、

委員：アクションというのはその目標を実現するためにアクションを取るわけですよ。そのアクションの効果を見るということですよ。その効果の所の、今施策の方向、その方向に向かってアクションを計画する、そのアクションの効果を見るわけですよ。ですからアクションの効果はどう見るとかということをお考えなくてはならないとこのアクションの効果が市民意識調査で図ることができるのかと、そこなのです。

委員：胎内市の空気ですか。

委員：空気がアクションで左右されているのか。他方でこの間のやらにゃんはよかったです。こういうことをやったというのは評価の対象になると思うのです。このほうが具体的な評価になると思うのです。これをみてどう思ったかのアンケート調査、追跡調査をとってもいいと思うのです。そういうことだと思えるのですけれども実施は難しいですかね。

委員：市民意識調査の判断に頼りすぎているのかもしれないです。結果が無いのですよね。

委員：そもそも市民意識調査というのは男女共同参画のフィルターで見た時に胎内市がどの分野が薄いかこの分野は濃くなっているとかそれを見るためのアンケートですよ。

委員：それはそれでやる必要があります。

委員：現状把握はできるがアクションの効果は図れない。

委員：市民調査からアクションを決めて、その結果を市民調査ではかるのは違う。結果は結果として数字とかで出した回数とか%で意識とかではなくてということですね。

委員：とにかく限られた時間の中でしなければならないのでとにかく具体的施策がいいのか悪いのか何が足りないとかとにかくしませんか。

委員長：いったん整理させてもらって、今基本目標全体について上がった色々な意見があって、一つは次の実際のアクションプランというものを出示してもらって、これは事務局の方で工程の中に入っているものなので事務局の持っている5年間の工程表みたいなものがあると委員の方々がどこで何をやっているのかがわかると思うので、次回で、それがあっていいのではないかと。もう一点、いろいろな検証をするための指標、効果のあり方をいったん委員でアクションプランが出てきた時点で話し合う場を設けた方がいいということが2点目、委員から3番目に出てきたほとんどが行政サイドのものなのではないかということでそれは次のアクションプランの時にほかの団体や何かコミュニティや組織団体が入ってくるのか何かその時に確認するというのでよろしいですね。では一旦こういったものが全体についての意見として出てきましたので事務局の方で次回までお願いするというので整理させて頂きたいと思います。では次の基本目標2の方に移っていただきたいと思います。

事務局：基本目標2のあらゆる分野での男女共同参画の推進という所に入らせて頂きます。4ページになります。まず重点目標1. 政策方針決定の場における女性参画の促進ということで、施策の方向は2つで、(1) 職場、各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進です。(2) 市の審議会等

への女性委員の積極的登用になります。こちらについても指標に市民意識調査にするのはどうかという意見を頂いたところですがとりあえず今の段階では前回と同じではあるのですが働く場において女性が主張的立場につくことを賛成と思う人の割合ということで上げさせてもらっています。(2)市の審議会等へのについてもこれまでと同様に継承して引き続きにはなるのですが、指標の所に一つ追加させて頂きまして一つ目の市の所管の各種審議会等への女性の登用割合につきましては、総合計画にも掲げていますので引用させて頂いて5年間で5%増加させるという目標として上げていますし、以前委員会の中で女性委員がゼロの所も結構あるのではないかとということで意見を頂きまして、こちらについても指標を上げさせて頂きました。これにつきましては、最後の参考資料に今年の4月1日に全庁で調査を行った各種審議会等の女性委員の割合を上げています。裏のページを見ていただくと一番下の所に全体の審議会等の合計が今現在83、うち女性委員がいる審議会等の合計として60ということで、各構成員の中で女性委員が0人の所を数えていった所、現時点で16の審議会等で0人の所があるということでした。こちらを減少させていくということで、こちらも減少というざっくりとした目標設定ではないのでより具体的な数字に落とし込めていこうと思っています。続いて5ページ、こちら重点目標2、新たに追加したもので農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画の推進という事になります。1.女性人材の育成と起業支援です。其他的施策の所につきましては一つ目女性農業者フォーラム等への参加を促し、農業経営に関する知識習得の場の提供に努めます。2.交流活動を通じて女性農業者同士のネットワークの形成を図り地域のリーダーの育成に努めます。3.市の中小企業支援事業及び貸付事業等の支援事業の周知に努め女性が積極的に活用又は対象となることができるよう促します。遅くなりましたがこちらが以前送付した際には当日配付するといった内容になりますので一つ一つ細かく読ませて頂きます。(1)の指標ですが、指標番号で言うと11番です。農女子視察研修ツアー、農村女性知恵の輪フォーラム及び農業と暮らしを考える女性のつどいということで、農業をされている女性を対象としたツアーですとかフォーラムに参加している人の人数の合計ということで農林水産課の方の資料になりますが、こちらは昨年度でいうと98人が参加したというものですが、これをより増加させるということにしています。その下こちらは商工観光課になるのですが、中小企業支援事業及び貸付事業を活用する女性経営者の件数ということでこちらは現在集計中ということで上げてなくて申し訳ないのですが、実際支援事業は女性経営者に限らず男性経営者も含めた中小企業全体を含めて行っているものですが、その中で女性経営者の割合を増加させるということで目標にさせてもらっています。(2)次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進です。具体的施策が1.農業体験等での学びを通じて農業に興味を持ってもらえるよう努めます。2.家族協定経営制度の周知により就農の促進に向けた意識啓発に努めます。3.農業生産技術や経営に関する研修と交流機会の情報提供に努めます。4.市報等を通じて事業承継に係る支援事業の周知と積極的な活用を促すとともに関係機関と連携して積極的な人材育成に努めます。指標となるのが家族経営協定締結の数ということで、こちらは市の総合計画にも掲げています。昨年度39戸だったものをR5年までに45戸に増やすといった目標になっています。次の6ページですが、重点目標3、地域活動防災活動等の女性参画の推進です。(1)地域活動への男女共同参画の推進ということで、こちらについても第2次のプランから継承して取り組むということで出ています。指標についても前回と同じものとなっていますので割愛させて頂きます。(2)防災分野における男女共同参画の推進です。こちら第2次のプランに引き続きの部分もあるのですが、市の自主防災組織を中心とした研修会をというものも引き続きになります。この下が一部内容を変更させて頂いたのですがより具体的に上げさせてもらいました。男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設訓練、防災講演会等を開催し、市民の意識啓発に努めますといったものです。指標については16番の女性消防隊員数については前回のプラン同様にあげているのですが、その上の防災会議、国民保護協議会、水防協議会、消防委員会における女性委員の割合ということで、こちらは先ほど申し上げた女性委員の割合数に重複するものもあるのですが、さらに防災分野に限った形で割合を見たところ他の委員

会と比べてもかなり低い状況でして、いまだに防災分野におきましては男性中心の所が見られるということで、女性目線でもより良い避難所ですとか防災分野においた女性の意見も入るような形を目指してこのような目標設定とさせていただきます。基本目標2についても簡単であります以上となります。

委員長：それでは質問、意見はありますでしょうか。

委員：私の聞き違いかもしれませんが、番号14、15、16と言われましたか。16だと前いただいた7ページが家庭と仕事等の両立支援、

事務局：今日資料を置いたところで差し替えの部分について一つ増えた関係で番号もずれています。

委員長：よろしいでしょうか。

委員：直接的に意見します。4ページ、10、指標16、減少これはダメです。具体的に書いてください。例えばゼロとか、毎回言っているようにゼロの要因とか課題とかは原因があるはずなのです。それをもっと言うとなんでダメだという部分を教えてもらわないとここは判断できない。同じく6ページ番号14、これもダメ、増加でダメ、これも具体的数値を見ると防災会議ゼロ、国民保護協議会ゼロ、水防協議会ゼロ、消防委員会1人、要は例えば消防委員会を2人にしたら増加で丸く収まるわけでしょう、そういう物はダメです。ゼロにしてください。

委員：防災とか災害の時に男女のニーズの違いがあるということが大きく中越地震後、私も発信したのですがそれを国を見て来て防災計画の中に男女共同参画云々ではなくて防災計画そのものの中に男女のニーズの違いをしっかりと把握するという明文化されたのですよね。だからそれは総務省の方の消防の方の防災計画で出来たものなのです。だからそういう意味も込めて委員会に女性がいないということが女性のニーズをとらえられない訳です。そこに女性がいないということは、そういうことも担当の方たちに理解を頂いてなんとか女性をピンポイントで入れ込むという努力を担当のそれぞれの課の方たちにして頂くということは今の時代大事なことなのではないかなと思います。こんな次々と災害が発生している時に、まず国に男女のニーズの違いを把握して防災から災害復興にあたるということを明文化されている時代ですから、どこの市町村も困っていますよね女性の委員がなり手がいなくても何とか工夫すれば数も増加するのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

委員：同じところで委員の数も重要ですけども具体的施策を見ると市民の意識啓発研修会という風に市民に与える方向になっていきますけれども、実際防災の計画を立てる側の行政側のジェンダー意識についても明確にしないといけないと思うので、たとえばジェンダーに配慮した備蓄ができていくとかそういうことも防災計画に含めるというのはジェンダーによるニーズの違いを把握してその準備をするということも施策の方向に入れる必要はないかなという風に思います。そうすると評価しやすいですね実際に、なのでその点ですが一つと女性委員の積極的登用について、たとえば公募して下さる人に女性をもっと応募してくださいという働きかけみたいなものはできますか、市民に対して。

委員：公募する時に声掛けをしているのですね。文言では。

委員：それを施策の方向としていれてはダメですかね。ありえないですかね。

事務局：審議会の中身も精査しなければいけないかなという所があって、どうしても男女共同参画の委員さんがというのであれば全然いいのですが、そうではなくて前に言われたのが砒素のあたりだったのですが、専門家が男性しかいないという事になってしまうと誰か女性をお願いできませんかというところも今後指標にする時に入れられるところと指名のところがあるので、そこをきちんと分けてしていかないと評価の所でずれが出てくるのかなと、いくら頑張ってもというところが出てくるので市民が必ず入る所には男女かならずという形にはいいかなと思うのです。

委員：法律的に専門職の方でなければだめだという委員会もあるのですよね。

委員：現時点で確保が難しいですね。将来において可能になるかも知れませんが。あとすみません基本目標1にもどるのですが、具体的施策について私たち何も意見を言っていないのですけれど、先ほど出ていた保育園とかの教育も3ページ目の具体的施策の①では性別に捉われないとなっていますけれどもそうではなくて私たち目標は固定的性別役割意識の解消ですから固定的役割意識にとらわれない保育とかに変えるとより明確でないですか。④ですがなぜ特段道徳を持ち出すのかなとすごく気になっていて、教育学研究では道徳はむしろ固定的役割意識の強化につながっているという研究成果を指摘されているので、ここで道徳を言ってしまうとむしろ逆の効果を生み出す可能性があります。ですから学校教育の中で固定的役割意識にとらわれない教育を推進するというのはわかります。今道徳で家族の役割とか命の尊さをやるとかそういうことがひどく問題になっているのです。なのでここに道徳を入れてしまえば逆効果かなと思います。

委員：私も気になってネットで検索してみたらあるのですよね道徳と男女共同、具体的に男女一緒に給仕をしたとか、具体的に書いてあるのです。そんなのあるのかなと。

委員：ありますが、文科省が出している教材は女は女の仕事をやりましょうと書いてある事が多いですし、問題点も指摘されているので道徳はどうかという気がしました。

委員：鍵カッコがついていますから教科書とその学習単元の時間でということですね。保育園でなくて学校ということですね小学校以上の。

委員：教科書自体も文科省が作っていますし、そういう意味では難しい、道徳が固定的意識から解放されている事は有り得ないと思うのです。消した方が、学校教育において発達段階に応じた性別に捉われないではなくて固定的役割意識にとらわれない教育の充実と。

委員：役割分担意識は必要ですね。

委員：性別はどうしても出てくる、例えばその修学旅行の施設やトイレは性別にかかわってくるかなのでそれをやめて下さいということではなくて、役割意識にとらわれないということが一番重要なポイントかなと思います。

委員：リーダーは男でなければだめだとかね。

委員：そのことを施策の方向2の教える側の啓発の方でもその事を入れた方がいいのではないのでしょうか。彼らが固定的意識や性別意識を持って教育をすると再生産してしまうから先生側も意識を以て解消に向けた教育をしましょうという書き方がいいのではないかと思います。

委員：その通りだと思います。余談ですけど神戸の先生がいじめの問題の時にあれが表に出たために苦しんでいたセクハラを受けていた女性教諭も声を出したのですよね。カレーを投げつけられていた人だけではなく職場で、ですからそういう意味合いで先生方がはたして本当の意味でのジェンダー教育の意味合いを子供達にできるのかなとニュースを見ながら感じていましたけれども、ひどいのですよね。先生方にも本当の意味での子供達に分かってもらえる教育をするにはまず先生方がどれだけ理解いただける学習の場、研修会の場をもっといただけるかというのにも通じるのかなと思って、子供達にということではなくて自分たちの研修の場みたいなこともきちんととらえて頂けたらなと思っています。

委員：啓発を行いますというよりは研修機会を提供しますと言った方がはっきりするかなと思います。それが胎内市でやれるかどうかはともかくとして、研修を実施したという方が評価もしやすいということですね。男女平等教育が必要なのはみんなわかっているのですよ。それが本当に実際にできているかということですね。

委員：5 ページの重点目標 2 の家族経営協定の締結で 39 戸とかはこれが胎内市において多いのか少ないのか、それが何%締結しているかパーセンテージで表してもらった方が個数で言われても全体像が見えない、たとえば 100 戸あるうちの 39 戸ならまあまあいいと思いますが、どうなのでしょう 39 戸と出ていますが分母がどの位で 39 戸なのかの表し方が必要なのではないのでしょうか。

委員：戸数があるのでは書けばいいでしょう。5%と、

委員：その辺の表し方を 50 軒のうち 39 戸だったら大したものですけども。

委員：農家の数は数えられるのですよね。そのうち家族経営協定を結びうる農家の数というのも数えられるのですかね。全ての農家が家族協定を結べる条件が整っているかどうかそれはどうなのですか。結べないところもありますよね。どうなのでしょうかわからないです。

委員：その中身というのはその家でより具体的な問題を出し合ってこうして行こうねということでの家族経営協定なりもあるのですよね。

委員：家族協定は中身がばらばらなのですか。

委員：バラバラという意味ではないのです。例えば休みをいつにするとかそんなことで家族経営協定を結びましたとか、私たちが求めているのは収入内部とかそういうものをきっちりと出してほしいなと思ってなかなか触れられないけれども休みも

委員：協定の内容ということですか。

委員：そうです。結ぼうと思えばどの農家も結べるのではないかと、内容が薄いか濃いかの違いはありますけれどね、あるみたいです。必ず収入とかそういう所もきっちり決めて欲しいのです。そこはあいまいになりながらも休日をしっかりと決めましたとか言っている方もいましたから、その辺は本当はあるのでしょうかけれどもね、こういうところはクリアして下さいというものがあるのでしょうかけれども、でもあまり厳しくいうと結べるところまでいかないというので、

事務局：その 39 戸が厳しくやったうちの 39 戸なのかゆるくやった 39 戸なのかは聞いてみないと分からないですね。

委員：施策の内容は家族経営協定を締結させる方向に結びつくような内容なのですか。

委員：からなずしもという感じがします。法人は関係ない、農業法人をつくるだったら関係ない。

委員：女性の経営参画ですかね。

委員：どのような内容になっているかも知りたい所ですね。39 戸が何パーセントになっているのかという

委員：それは最低限必要ですね。

委員長：それでは基本目標 2 まではよろしいでしょうか。

委員：ちょっといいですか。もしかしたら重点目標 3 に入るのかもしれないのですが、2 に対しては農林水産業、商工業等自営業におけるなのですけど、私のような一般企業に勤める一般女性、就業者に対してはどこに施策の方向性が見えるのか疑問点で、今日配布されたものではない 5 ページの方で女性人材の育成と起業支援の指標が、女性が働く環境について能力を発揮できていると感じている割合が 4.8%しかないものを削除してこの新しい 11、12 が入ったわけではないですか。それでいいのですけれども能力を発揮できていると感じるわけがないと思うのです。私も実際働いていて感じるわけです会社を代表してきているのに、その理由というのがもともとあった男性のキャリアアップの階段ステージと女性のステージが暗黙の了解で別に出来ているという感じで、そういったものの解消とは、たとえば農家であれば農協、学校であれば組合とか自営業であれば商工会等守られている組織が一般企業について無くて、愚痴のはけ口が仲間同士でしかないけどただの発信する場が無いそういう物の施策も一つあったら、重点目標の 2 ではない 3 でもいいのですがあるといいなと思いました。

委員：一般企業でしょ。厚生労働省に相談窓口もありますよ。

委員：もちろんそういう物もあるし、県もあるしいろいろやっているのですが、身近なものに対してはあまりなくて、会社も行けと言われれば行ける。ただ会社がやると言えるそれは別物かなという現状があるので、身近な市が会社に訴えてくれるというのも凄く有難いなと思います。

委員：行政が企業に働きかけるという

委員：消えてしまった 4.8 も、もしかしたらもっと大きくなるしフルタイムの中で働いているところいう学校とか午前とか午後とか来れないじゃないですか会社の許可なく女性はあまり出られないので、そういった部分も配慮して何かがあるといいなと

委員：基本条例ができるとそういうバックアップをしなければいけないというものができてくるのですよ。

委員：男女共同参画の中の一つの分野ですから、経営者に向けて女性活躍推進のための云々というよ

うな文章が一項ある事で、女性職員に対してちゃんと意識して当たらなければならないのだなと言
いう経営者を促す何かがあることで行政の方から指導があるとかがつながって

委員：基本目標表3の重点目標の2あたりですかね。9ページの重点目標の2、男女平等な就業環境
の整備ですね。そこで女性のキャリア開発、キャリアステップが踏めるとそういうこととか企業に
働きかけるもの。

委員：施策の方向にはないですね。

委員：企業に働きかけるような事は1個も無いので、女性活躍推進を絡めるわけですから女性のキャ
リア開発、支援みたいなことを行政側が働きかける何かを施策方向があるといいのではないですか。
どの項目においても啓発はしますが企業への働きかけは少ないですね。ハラスメントにしても女性
活躍にしても

委員：これは新発田市の男女共同基本条例なのですが、その辺の言われていることが書いてあるの
です。雇用の分野における施策の推進、市長は必要がある時は事業所に対して男女共同参画の状況報
告を求める事が出来ると苦情が言ったらそれを持って飛んでくる、多分できるのですね。ねばなら
ない条例があれば。

委員：条例がある事は強いのですよね。先に行きましたけれども9ページの施策の方向は、新しいの
があるのですか。企業へパンフレット等を配布し意識の醸成を図る、こんな弱いものではダメです
よ。もっとより具体的な文言にしていくということで今委員さんが言われたような女性社員にも影
響力が現れる何かがあるような、パンフレットを配っているような時代ではないです。

委員：企業に講師派遣とかしたらどうですか。

事務局：できればハッピーパートナーに登録していただくといろいろ事業が展開できるというのはお
かしいですが、企業に講師を無料でしたりとかハッピーパートナー企業同士での交流会とかもある
ので、

委員：ハッピーパートナーに登録しているのですけれども、あまり。登録する利点のみで登録してし
まっているので、事業所の加点とか、

事務局：ハッピーパートナー企業に市の企業向けのものを送ったりとかしてたりするのですが、企業
向けの方たちが来て下さらないというのが胎内市の状況で、

委員：その利点のみで登録している感覚が高いのかなと思います。

事務局：今度新発田市と聖籠町と一緒に企業向けの物を今年度からさせていただくので、そうすると
胎内市の底上げにもなるかなとほかの市町村を見て、他市町村はここまで進んでいるのにうちの企
業はという所はやっていけると考えているので、そこを市報にも載るのでその時に参加して頂けれ
ばと思います。

委員：経営分野というのは今までの日本の悪い家業問題とかそういう所で社会貢献の気持ちはさらさ
らなくて、儲かればいい経済活動ということで今まではそういう時代でしたでしょう。でも女性が

働きやすい環境づくりというのも私は社会貢献の一つだと思うのです。そういう所を事業主にまずつついて今まではこうだったけれどもこれからはこうなのだところを言えるのは行政だと思うのです。

委員：無料の講師派遣はいいと思います。

委員：たとえばどのようなものがハラスメントにあたるといったものを従業員からではなく、無料の派遣の人にこういうのがなるのですよとなってもらいたいかなと思います。

委員長：次の予定が入っている方もいるので、3時半という時間設定の中での会議ですので、まだ基本目標3、4が残っていますけれども、5分10分という話ではないですよ。改めてまたということでもよろしいですか。基本目標3、4の部分にそれぞれの意見提案を直接事務局に出して頂いてそれを反映させたものを次に出して頂いてそのところについてまた意見があったらそこで修正するというでもよろしいでしょうか。では11月8日までにメールで提案をし、次回は11月25日ということでもよろしくお願いいたします。